

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した腰部等の傷病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は作業員として勤務していたが、棚の下段にあった器具（重さ約4kg）を腰を曲げて手で持ち上げようとした際に、グキッと音がして腰に痛みが走った。医務室に運ばれ、その後、〇病院に受診し「急性腰痛症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

業務内容は腰に負担のかかるものが多く、発症した場所も仕事場だったので、業務上の災害であることは明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人が持ち上げた器具（重さ約4kg）については、両手で軽く持ち上げられるものであり、不適当な姿勢をとったものではない。また転倒や腰を捻ったようなこと（災害性）も認められない。

(2) 請求人は約1年間継続して従事しており、その業務は椅子に座って行うものがほとんどであった。このため、比較的短期間従事する労働者には該当するが、認定基準に掲げられている業務に従事していたとは認められない。

(3) 医師の意見によると「MR所見からは、第5腰椎第1仙椎間の椎間板変性が認められるが、本症例の場合、労務の内容も通常の日常動作による負荷の範囲内であり、業務との因果関係は認め難い」とされている。

(4) 以上から、業務上の事由によるものとは認められず、不支給決定としたものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人は、棚の下段にあった器具を取り出し、机上に置く動作をした際に腰部に激痛が走ったと証言している。また、器具が収納されている段ボール箱の上蓋が内側に折り曲げられており、箱と器具が密着して取り出しにくい状態であったとの現場上司の証言があり、単に約4kgのものを引き上げるということではなく、それに付随する相当程度以上の負荷を加えなければ取り出しにくかったと考えられる。

(2) 器具が取り出しにくい状態であったことを含めて、地方労災医員の意見によると「第5腰椎第1仙椎間の椎間板変性が腰痛の原因の可能性と考えられ、請求人が段ボール箱から

器具を中腰のまま抜き出す作業にとまどった点と、その後、物を移動した際に急激な痛みが出現している点から、その作業動作をしたことが今回の「急性腰痛症」の発症原因と認められる。」とあった。

(3) 請求人は椎間板変性を有していたと認められるが、本件発症前の過去1年間は通常勤務をしており、受診状況も確認されないことから、その程度については消退または軽快していたと考えられる。

(4) 以上から、請求人が有していた腰部の椎間板変性が、今回の作業動作の突発的な出来事により腰痛を発症させ、椎間板変性を著しく増悪させたと認められることから、本件の「急性腰痛症」は業務上の事由によるものであると判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。